

〈 普通預金 〉 商品概要説明書(1)

2021年12月1日現在

1.	商品名	普通預金
2.	販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人)
3.	期間	期間の定めはありません。
4.	預入	
	預入方法	随時お預け入れいただけます。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
5.	払戻方法	随時払い戻しできます。
6.	利息	
	適用金利	・変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
	利払方法	毎年2月と8月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
	計算方法	付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
7.	税金	・個人のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8.	手数料	<p>・キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。</p> <p>【未利用口座管理手数料】</p> <p>・最後のお預入れまたは払戻し(当該口座のお利息の入金、本件手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い普通預金口座(定期性総合口座を含みます。)を未利用口座としてお取り扱いいたします。</p> <p>※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も対象となります。</p> <p>・お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にお知らせを郵送させていただき、一定期間(約3ヶ月)経過後もお取引またはご解約がない場合に、当金庫所定の手数料金額を対象口座から引き落としいたします。</p> <p>・次の場合は未利用口座の対象となりません。</p> <p>①預金残高が10,000円以上の当該預金口座</p> <p>②同一支店で借入がある場合(カードローン契約を含みます。)</p> <p>③同一支店で預かり資産(定期性預金、投資信託、国債等)がある場合</p> <p>・残高不足により対象口座から本手数料の引き落としができなかった場合、口座残高全額を本手数料の一部として引き落としし、当該口座を解約させていただきます。</p> <p>※2021年12月1日以降に新規に開設された口座が対象となります。</p>

〈 普通預金 〉商品概要説明書（２）

2021年12月1日現在

<p>9. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座のお取扱い 個人の方は総合口座へお預け入れになりますと、最高500万円（ただし、預入定期預金および定期積金合計額の90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率および担保定期積金の約定利率に1.0%を上乗せした利率） ・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税でご利用いただけます。
<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p>—————</p>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p>
<p>12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：0224-24-3075）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・この預金は、「普通預金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は、窓口までお申し付けください。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫にお預け入れいただいている預金保険制度の対象となる預金すべてについて、名寄せしたうえで、預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が最低保障されます。